

- ## 〔復興庁令〕
- 東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(復興庁五)
- ### 〔省 令〕
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務六六)
- 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(同六七)
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則
- (厚生労働一三八)
- 移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令(同一三九)
- 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
- (同一四〇)
- 船舶区画規程等の一部を改正する省令(国土交通一〇三)
- ### 〔規 則〕
- 人事院規則九一七(俸給等の支給)の一部を改正する人事院規則
(人事院九一七一一八)

省
余

復興序令

- 人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九一七一三六）

○人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九一二三一四）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（國家公安委一六）

〔告 示〕

告
示

(同二三四五)

- 特定保険医療材料及びその材料価格
(材料価格基準)の一部を改正する件
件(同三九四)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び
施設基準の一部を改正する件
(同三九五)

○平成二十六年産のてん菜及びさとう
きびに係る甘味資源作物交付金の単
価並びにでん粉の製造の用に供する
ばれいしょ及びかんしょに係るでん
粉原料用いも交付金の単価を定めた
件(農林水産三三四四)

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件
(同三三四五)

○高速自動車国道に関する件
(国土交通一三〇六)

○地価公示における公示区域を定める
件(同一三〇七)

○自動車のエネルギー消費効率の算定
等に関する省令に規定する国土交通
大臣が告示で定める方法の一部を改
正する件(同一三〇八)

○特定改造自動車のエネルギー消費効
率相当値の算定実施要領の一部を改
正する件(同一三〇九)

○自動車の燃費性能の評価及び公表に
関する実施要領の一部を改正する件
(同一三一〇)

○船舶の消防設備の基準を定める告示
の一部を改正する告示(同一三一一)

○道路に関する件
(東北地方整備局二二八～二二九)

○道路に関する件
(関東地方整備局五〇六～五一一)

○道路に関する件
(中部地方整備局一一五～一一九)

○道路に関する件
(四国地方整備局一〇五、一〇六)

○道路に関する件
(九州地方整備局一三一～一三四)

○都市計画に関する件(同一三一五)

- | 官廳報告 | |
|--|---|
| 官 厅 事 項 | 昭和三十八年人事院公示第五号の一部 改正に關し、決定した件 (人事院公示一六) |
| 國庫歳入歳出狀況 (平成二十一年度平 成二十五年十月分) (財務省) | 関東地方整備局公示(関東地方整備局) |
| 〔公 告〕 | 〔資 料〕 |
| 官 厅 | 官 厅 |
| 基本測量關係事項 裁判所 | 國庫歲入歳出狀況 (平成二十一年度平 成二十五年十月分) (財務省) |
| 特殊法人等 破産、免責關係 | 〔公 告〕 |
| 社會保險労務士名簿登錄・登錄の抹 消・紛爭解決手続代理業務の付記、 型式住宅部分等製造者の認証、東日 本高速道路株式会社料金の額及び徵 收期間の変更・工事開始、中日本高 速道路株式会社工事区間変更、日本 弁護士連合会(少年・刑事財政基金 のための特別会費徵收の件中一部改 正・法律援助基金のための特別会費 徵收の件中一部改正・会則中一部改 正・育児期間中の会費免除に関する 規程制定・外国特別会員基本規程中 一部改正・会則中一部改正・外国特 別会員基本規程中一部改正・弁護士 法人規程中一部改正・弁護士名簿の 登錄料納付の免除等に關する規程中 一部改正・会則中一部改正・外国特 別会員基本規程中一部改正 | 〔資 料〕 |
| 關係 | 〔官 告〕 |

○

厚生労働省令第百四十号
薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五
並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 篤久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百三号）の施行の日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。
附則二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中、「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。